

自己株式の処分及び新株式発行に関する取締役会決議公告

平成 22 年 3 月 10 日

株 主 各 位

長崎県長崎市鍛冶屋町 6 番 50 号
株式会社 リンガーハット
代表取締役会長兼社長 米濱 和英

平成 22 年 3 月 9 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 売出しによる自己株式の処分

- | | |
|----------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,400,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定する。 |
| (3) 処 分 方 法 | 売出しとし、大和証券キャピタル・マーケット株式会社、三菱UFJ証券株式会社及びみずほ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (4) 払 込 期 日 | 平成 22 年 3 月 25 日(木)から平成 22 年 3 月 30 日(火)までのいずれかの日 |

2. 第三者割当による自己株式の処分

- | | |
|----------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 260,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 上記 1. (2) に記載の売出しによる自己株式の処分における払込金額と同一とする。 |
| (3) 割当先及び割当株式数 | 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
260,000 株 |
| (4) 払 込 期 日 | 平成 22 年 4 月 21 日(水) |

3. 第三者割当による新株式発行

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 140,000 株 |
|----------------|------------------|

- (2) 払込金額の決定方法 上記1. (2)に記載の売出しによる自己株式の処分における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
140,000株
- (5) 払込期日 平成22年4月21日(水)

以上

~~~~~  
株式売出しのお知らせ

上記自己株式の処分にかかる売出しと併せて、当社株主の保有する当社普通株式1,500,000株の売出しを行います。また、これらと同時に大和証券キャピタル・マーケット株式会社が当社株主から400,000株を上限として借受ける当社普通株式の売出しを行うことがあります。